

大子町産婦人科医師研修資金貸与事業しおり

【令和7年度版】



「袋田の滝キャラクター たき丸」

大子町役場
健康こども政策課 健康増進担当

研修資金の貸与を受ける皆さんへ(必ずお読みください)

○ このしおりは、①研修資金貸与制度の概要、②研修資金を借り受けている期間の手続き、③研修資金の返還が免除されるまでの手続き等について記載してありますので、大切に保管して活用してください。今後、手続き等に変更があった場合には、その都度お知らせします。必ずファイルに保管するなどして、紛失しないようにご注意ください。

○ 研修資金の貸与を受けた皆さんは、研修中の定められた期間内において、各種届出を行う義務があります。諸手続きは、期日を必ず守ってください。

○ 研修資金貸与制度の目的や返還免除については次のとおりですが、詳しくはこのしおりの中に記載してありますので確認してください。

・研修資金貸与制度の目的

医師が不足する地域に所在する医療機関等に将来勤務しようとする方に対し、その研修に必要な資金の貸付けを行い、地域医療を担う医師の養成及び確保を図る。

・研修資金の返還免除について

研修資金は、専門医の免許を取得後直ちに、町内の医療機関等に定められた期間従事した場合に返還が免除されます。要件に合致しない場合は、貸与した研修資金の額に所定の利子を加えた額を一括で返還していただくことになります。

・手続きについて不明な点がある場合には下記あてお問い合わせください。

大子町役場 健康こども政策課 健康増進担当
〒319-3526 茨城県久慈郡大子町大子1846
電話 0295-72-6611 (直通)
メール kenkou01@town.daigo.lg.jp

目 次

1 用語説明	1
2 研修資金の概要	2
3 貸与申請について	3
4 届出義務について	4
5 町内医療機関への情報提供について	5
6 研修資金の返還猶予等について	6
7 研修資金の返還免除要件等について	7
8 研修資金の返還について	8

1 用語説明

1 用語説明

この「しおり」で使用している用語について、ご説明します。

(1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(2) 研修資金 将来において、町内の医療機関等に産婦人科医師として勤務する者に対し貸与する研修、実習等（以下「研修等」という。）のための資金をいう。

2 研修資金の概要

研修課程にある者で、将来、町内の医療機関における産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師（非常勤の者を除く。以下「産婦人科医師」という。）として勤務しようとする者に対し、研修に要する資金（以下「研修資金」という。）を貸与することにより、町内の医療機関に必要な産婦人科医師を確保し、身近な地域で安心して出産できる体制の整備及び人口減少対策に寄与することを目的とするものです。

項目	内容
対象者	研修課程にある者。
貸与の条件	将来、町内の医療機関における産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師として勤務する者としてします。
連帯保証人	申請者は、連帯保証人を2人立てなければならず、申請者が未成年である時は、連帯保証人のうち1人は法定代理人の必要があります。
募集期間	令和7年7月25日（金）から令和7年12月22日（月）まで
募集人数	1名程度
貸与者の決定	研修資金貸与審査委員会において、書類及び面接等の審査により決定します。
貸与額	月額10万円とします。 （年120万円／5年計600万円）
貸与期間	研修期間（最大5年間）
返還免除の条件	町内医療機関の産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師として勤務し、従事期間が10年に達したとき。
研修資金の返還	上記の返還免除の条件を満たさない場合は、研修資金を一括して返還しなければなりません。 なお、返還に当たっては利息（10%）が加算されます。
契約の解除	心身の故障のため、研修継続の見込が無くなった場合。不正な手段で研修資金の貸与を受けた場合など。

3 貸与申請について

○ 申請に提出が必要な書類

- (1) 応募理由書（様式第 2 号）
- (2) 誓約書（様式第 3 号）
- (3) 医師免許等の写し（所持者に限る。）
- (4) 臨床研修受講証明書（様式第 4 号）（臨床研修受講者に限る。）
- (5) 産婦人科専門研修受講証明書（様式第 5 号）（産婦人科専門研修受講者に限る。）
- (6) 研修予定先届出書（様式第 6 号）（臨床研修等受講前の者に限る。）
- (7) 履歴書（写真を貼付したもの）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

○ 貸与決定及び契約締結までの流れ

申請者から必要書類の提出があった後、町で審査を行い、次の申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により申請者に通知します。

- (1) 貸与を決定した者 研修資金貸与承認決定通知書（様式第 7 号。以下「決定通知書」という。）
- (2) 臨床研修等を受講していない者で、研修の受講先が決定した場合に貸与を決定することとする者（以下「貸与仮決定者」という。） 研修資金貸与承認仮決定通知書（様式第 8 号）
- (3) 貸与を認めなかった者 研修資金貸与不承認決定通知書（様式第 7 号）

○貸与仮決定者は、臨床研修先又は産婦人科専門研修が決定した場合にあっては研修先決定届出書（様式第 9 号）に、次に掲げる書類を添えて、研修を開始する前年度の 3 月 31 日までに町長に届け出なければならない。臨床研修先又は産婦人科専門研修先が決まらなかった場合にあっては研修資金貸与申請取下げ届（様式第 10 号）を提出しなければならない。

- (1) 医師国家試験合格証書の写し（臨床研修受講者に限る。）
- (2) 臨床研修等を行う医療機関との契約関係が確認できる書類の写し
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

○ 研修資金の貸与

研修資金は貸与契約締結後、3 か月ごとに貸与する予定です。

※万が一、臨床研修等を中断し、又は中断することを命ぜられたときは、研修資金の貸与を停止します。速やかに健康こども政策課（TEL：0295-72-6611）に連絡してください。

4 届出義務について

○ 研修医師は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに当該各号に定める届出書を町長に提出してください。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合 氏名（住所）変更届（様式第 1 6 号）
- (2) 研修資金の貸与を辞退する場合 研修資金貸与辞退届出書（様式第 1 1 号）
- (3) 臨床研修等を中断し、又は中断することを命ぜられたとき 研修中断届（様式第 1 7 号）
- (4) 臨床研修等を再開した場合 研修再開届（様式第 1 8 号）
- (5) 医師免許を取得した場合 医師免許取得届（様式第 1 9 号）
- (6) 臨床研修を開始した場合 臨床研修開始届（様式第 2 0 号）
- (7) 臨床研修を修了した場合 臨床研修修了届（様式第 2 1 号）
- (8) 産婦人科専門研修を開始した場合 専門研修開始届（様式第 2 2 号）
- (9) 産婦人科専門研修を修了した場合 専門研修修了届（様式第 2 3 号）
- (10) 医師として町内の医療機関に勤務を開始した場合 勤務開始届出書（様式第 2 4 号）
- (11) 従事期間が引き続き 1 0 年達する前に町内の医療機関を退職した場合 退職届出書（様式第 2 5 号）

○ その他の届出

・研修医師は、連帯保証人を変更するときは、事前に、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに連帯保証人変更届（様式第 2 6 号）により町長に届け出てください。

・研修医師が死亡したときは、その者の親族（成年者に限る。）又は連帯保証人は、遅滞なく死亡届（様式第 2 7 号）にその事由を証する書類を添えて、町長に届け出てください。

5 町内医療機関への情報提供について

研修生を町内医療機関に受入れできるよう、町内医療機関及び水郡医師会への情報提供を行っていきます。

6 研修資金の返還猶予等について

○ 研修資金返還の猶予

次の事由に該当する場合には、事由が継続する間、研修資金の返還を猶予します。

(1) 町内の医療機関に産婦人科医師として採用され、業務に従事した場合、当該業務に従事した日の属する月の初日から当該業務に従事しなくなった日の属する月の末日までの期間

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、研修資金を返還することが困難であると町長が認める場合 町長が必要と認める期間

・返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該猶予の事由が発生した日から15日以内に、研修資金返還猶予申請書（様式第35号）に当該猶予の事由を証する書類を添えて、町長に申請してください。

・前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、返還債務の履行を猶予することの可否を決定し、研修資金返還猶予承認（不承認）決定通知書（様式第36号）により当該申請をした者に通知します。

・研修資金返還猶予申請書（様式第35号）

7 研修資金の返還免除要件等について

○ 研修資金返還の免除

研修医師が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の全部を免除します。

- (1) 前条第1号に該当する場合で、その従事した期間(以下「従事期間」という。)が、引き続き10年に達したとき。
- (2) 従事期間中に、職務若しくは通勤により死亡し、又は職務若しくは通勤に起因する心身の故障のため免職若しくは解雇され、若しくは退職(自主的に退職した場合を除く。)し、将来にわたって医師の業務に従事することができないと町長が認めるとき。

- ・ 研修資金返還免除申請書 (様式第 37 号)
- ・ 死亡届 (様式第 27 号)

8 研修資金の返還について

1 研修資金の返還

以下の返還事由に該当する場合には、研修資金に利息を加えた額を返還していただきます。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 第7条の規定により、貸与契約が解除されたとき。

2 研修資金の返還方法

返還は、町長が発行する納付書により一括して行うものとします。

(1) 条例第9条第1項ただし書の規定により別に期限を定めて、又は分割して研修資金返還することを希望する者は、研修資金返還方法変更申請書（様式第31号）により町長に申請してください。

(2) 前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、返還方法の変更の可否を決定し、研修資金返還方法変更承認（不承認）決定通知書（様式第32号）により当該申請をした者に通知します。

(3) 条例第9条第2項に規定する規則で定める割合は、10%とします。

研修資金

月額 10 万円：研修資金 600 万円＋利息約 *** 万円＝約 +++ 万円

※ 5 年間貸与を受けた場合の例です。

※ 利息の額は日単位で計算されるため、研修資金の振り込み日等に応じて額が変動します。

※ 納入期限までに研修資金が返還されない場合には、別途、延滞利息が加算されます。